

整理番号	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項
	回答者 女性差別ともいえる賃金格差について、人事委員会の見解	勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか	待遇不均等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください	期末手当の減額のみ、「平等」に扱わないでください	回答日付
1	北海道人事委員会 事務局 給与課長 会計年度任用職員を含めた地方公務員の給与等については、地方公務員法に定める職務給の原則に基づき、職務の複雑さ、困難性及び責任の程度や勤務の特殊性等を考慮して定めることとされています。 会計年度任用職員の給与等については、各任命権者（知事部局や教育庁等）が、その職の業務内容が定型的、補助的であることや責任の程度が常勤職員とは異なるものであることを踏まえ、常勤職員との均衡等を考慮し決定しており、また、募集についても、性別や年齢に関わらず行っていることと承知しています。	昨年（令和3年）10月、当委員会では、期末手当の支給月数を0.15月分引下げよう勧告を行ったところですが、会計年度任用職員については、この勧告の対象とはなっておりません。	会計年度任用職員の給与等については、平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知により発出された「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第2版）」において、職務給の原則、均衡の原則等に基づき適切に決定することとされており、具体的には、当該会計年度任用職員の職務と類似する常勤職員の職務の級の初号給を基礎として、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術等の要素を考慮して定めるべきものとされています。 道では、こうした趣旨を踏まえ、各任命権者（知事部局や教育庁等）において、関係規定を適切に整備し運用しているところです。		2022/1/18
2	青森県人事委員会 委員長 奥崎 栄一 本県においては、総務省から示された会計年度任用職員制度導入マニュアル等に則って制度設計を行っており、給与水準についても、地方公務員法による給与決定原則を踏まえ、任命権者が常勤の職員との均衡、会計年度任用職員の職務の内容や責任、経験等の要素を考慮するなど、適切に運用されているものと認識しております。	令和3年に本委員会が常勤の職員を対象に行った、期末手当の支給割合を0.05月分引下げの内容の勧告には会計年度任用職員を含んでいません。なお、任命権者は、会計年度任用職員の給与については、翌年度に反映（令和4年度に期末手当の支給割合を引下げ）する予定であると聞いております。			2022/1/13
3	岩手県人事委員会 委員長 会計年度任用職員の給与は、性別に関わりなく、地方公務員法に定められている均衡の原則や職務給の原則に基づき、各任命権者が、常勤の職員との均衡や会計年度任用職員の職務の特殊性等を考慮し、決定しているものです。	本県においては、会計年度任用職員の給与については、直接人事委員会勧告の対象とはしていません。			2022/1/20
4	宮城県人事委員会 委員長 千葉 裕一 会計年度任用職員の給料及び報酬については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度等を踏まえ決定するものとされており、任命権者において、法制度の趣旨を踏まえた運用がなされているものと認識しております。	本委員会の勧告は、常勤職員を対象としたものであり、会計年度任用職員の期末手当の改定については、任命権者において常勤職員との均衡等を考慮した運用がなされているものと認識しております。	本委員会は、地方公務員法に規定する給与決定の諸原則等を踏まえ、今後とも会計年度任用職員を含む一般職の職員に係る適正な給与制度の実現に努めてまいります。		2022/1/20
5	秋田県人事委員会 事務局長 当県における会計年度任用職員の給与及び費用弁償については、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の定めるところにより、常勤職員との均衡や職務内容などを考慮して決定されており、性別による賃金格差は生じておりません。	会計年度任用職員も含まれております。			2022/1/19
6	山形県人事委員会 委員長 安孫子 俊彦 本県における会計年度任用職員の募集、採用については、任命権者において、地方公務員法第13条の平等取扱いの原則を踏まえ、広く募集を行うとともに、客観的な能力の実証を行った上で採用しており、性別にかかわらず均等な機会が提供されているものと認識しています。 また、会計年度任用職員の給与については、任命権者において、当委員会の勧告に基づく常勤の職員の給与を基礎として、地方公務員法第24条の職務給の原則、均衡の原則に基づき決定されているものと認識しています。 以上のことから、質問にありました「女性差別ともいえる賃金格差」はないものと考えます。	当委員会の勧告では、会計年度任用職員の給与について直接言及していません。 なお、上記の1のとおり、会計年度任用職員の給与については、当委員会の勧告に基づく常勤の職員の給与を基礎として、条例に基づき、任命権者において決定しているところです。	会計年度任用職員の給与等については、地方公務員法第24条の職務給の原則、均衡の原則や国の通知等を踏まえ、適切な措置が講じられているものと認識していますが、要望のありました事項については、任命権者におも伝えします。		2021/12/16
7	福島県人事委員会 事務局 会計年度任用職員の給与については、「会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例」に基づき任命権者において、一般職の常勤職員との均衡、その職務の特殊性等を考慮し、適切に決定・支給しているものと認識している。	令和3年勧告において、会計年度任用職員の給与改定については言及していない。（会計年度任用職員の期末手当については、一般職の常勤職員の例によることとされている。）			2022/1/13
8	茨城県人事委員会 事務局 本県の会計年度任用職員の給与については、任命権者において、職務の内容及び経験年数に応じて定められております。	本県の会計年度任用職員の給与については、上記1（1）のとおり、任命権者において定められておりますので、令和3年人事委員会勧告においては言及しておりません。			2022/1/19
9	栃木県人事委員会 事務局 総務課長 会計年度任用職員の給与水準は、本県において類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び経験年数等の要素を考慮して定めるべきという国の方針に従い定められています。	直接的には含まれません。			2022/1/19
10	群馬県人事委員会 事務局 会計年度任用職員の給与及び報酬は、会計年度任用職員制度を創設し、その任用、服務規律等の整備を図ることを目的に成立した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の趣旨等に則り、各任命権者において決定しているものと承知しています。	令和3年の人事委員会勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれていません。			2022/1/19

整理番号	回答者	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項	回答日付
		女性差別ともいえる賃金格差について、人事委員会の見解	勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか	待遇不均等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください	期末手当の減額のみ、「平等」に扱わないでください		回答日付
11	埼玉県人事委員会 事務局 副事務局長 兼総務給与課長 田口 修	会計年度任用職員の報酬等に関しては、条例等に沿って適切に取り扱われているものと考えております。	会計年度任用職員については、昨年の人事委員会勧告において言及しておりません。				2022/1/20
12	千葉県人事委員会 事務局 給与課長	当県では、会計年度任用職員制度の導入に当たって、地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨に則り、勤務条件等に関する取扱いを決定しており、会計年度任用職員の報酬・給与については、任命権者において、総務省からの通知や事務処理マニュアルを踏まえ、類似する職務に従事する常勤の職員の給与を基礎としつつ、従事する職務内容や責任の程度、任用する者の職務経験等の要素を考慮し、適切に決定しているものと考えております。	会計年度任用職員については、本委員会が勧告した期末手当の引下げの対象として言及しておりません。				2021/12/21
13	東京都人事委員会 事務局 任用給与課	都の会計年度任用職員の報酬につきましては、各任命権者において、職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮して定めており、性別によって報酬額は異なっておりません。	令和3年の人事委員会勧告において、「非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」に係る勧告はしていません。				2022/1/21
14	神奈川県人事委員会 事務局 給与公平課長	本県の会計年度任用職員の報酬等については、「職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例」により、任命権者が、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で定めることとされています。 任命権者においては、一般職との権衡等を考慮して措置しているものと承知しています。	本委員会は、令和3年10月14日に職員の給与等に関する報告及び勧告を行い、職員の期末手当の支給月数を0.15月引き下げるよう勧告しました。会計年度任用職員は、この勧告の直接の対象とはなっていません。 会計年度任用職員の報酬等については、1.(1)のとおり、任命権者が、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、定めることとされています。	なお、「会計年度任用職員制度の制度設計がもたらす課題の把握と改善について(要望)」については、制度を所管している任命権者に申し伝えさせていただきます。 給与等の報告・勧告制度の下、職員の適正な勤務条件を確保することは、中立的かつ公正な第三者機関である人事委員会の使命であり、今後ともその責任を果たしてまいります。		2022/1/20	
15	新潟県人事委員会 事務局 総務課	会計年度任用職員の給与については、給与条例の規定により、定数内職員との権衡等を考慮し、任命権者が別に定めております。	また、この度の当人事委員会勧告の対象に会計年度任用職員は含まれておりません。				2022/1/19
16	富山県人事委員会 事務局	会計年度任用職員制度については、地方公務員法に規定される職務給の原則、均衡の原則等に基づき、任命権者において職務の内容や責任の程度等に鑑み、適切に運用されているものと考えています。	含まれない。				2022/1/19
17	石川県人事委員会 事務局					2021年12月8日付け要望書「令和3年度の職員の期末・勤勉手当に関する減額勧告について、会計年度任用職員を対象としないでください」においていただいたご質問については、回答を差し控させていただきます。	2022/1/31
18	福井県人事委員会 事務局		当人事委員会では、会計年度任用職員を勧告の対象とはしていませんが、人事委員会報告の中で、適切な勤務条件等を確保するよう求めております。				2022/1/31
19	山梨県人事委員会 事務局	会計年度任用職員の給与水準は、平成30年10月18日付総務省自治行政局公務員部長通知により出されました「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)(以下「事務処理マニュアル」という。)」等を踏まえ、正規職員と同様、地方公務員法第24条における職務給の原則(職務の内容や責任の程度により対応)や均衡の原則(国や他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の事情を考慮)等の考え方にに基づき決定すべきものとされています。 具体的には、任命権者において各会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する正規職員の属する職務の級の初号給の給与月額を基礎として、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して適切に対応されているものと考えています。	事務処理マニュアル等により、会計年度任用職員の給与改定については、正規職員の給与改定の取扱いに準じて改定することが基本とされていることから、本県人事委員会勧告では、会計年度任用職員の期末・勤勉手当について言及していません。				2022/1/20

整理番号	回答者	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項	回答日付
20	長野県人事委員会 委員長 青木 悟	女性差別ともいえる賃金格差について、人事委員会の見解	勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか	待遇不均等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください	期末手当の減額のみ、「平等」に扱わないでください	長野県人事委員会としては、給与をはじめとする会計年度任用職員の勤務条件について、任命権者において制度の適正な運用がなされているか、引き続き注視してまいりたいと考えております。	2022/1/20
21	岐阜県人事委員会 事務局長	本県の会計年度任用職員の採用に際しては、業務に応じた勤務条件をあらかじめ示しており、性別により採用や処遇に格差が生じることはありません。	含まれていません。				2022/1/20
22	静岡県人事委員会 事務局 給与課長	会計年度任用職員の給与・報酬の額については、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験の要素を考慮して決定しています。	令和3年10月14日に実施した「職員の給与等に関する報告及び勧告」において、会計年度任用職員は対象に含まれています。				2022/1/19
23	愛知県人事委員会 事務局	事実関係が確認できませんので回答は控えさせていただきます。	本委員会としては、会計年度任用職員に適用される期末手当の支給月数に言及していませんが、本県において常勤職員の給与改定が実施される場合、会計年度任用職員はその翌年度分から改定することとされています。				記述なし
24	三重県人事委員会 委員長	会計年度任用職員の報酬は、常勤職員との均衡を図りながら、その職務職責や経験に応じて新たに決定されたものと考えています。 また、会計年度任用職員への勤勉手当の支給は課題と認識しており、地方自治法に係る国の動向を注視してまいります。	なお、本県の期末手当の引下げ勧告は会計年度任用職員を対象としていません。				2022/1/17
25	滋賀県人事委員会 事務局長	会計年度任用職員の給与制度は、任命権者と職員団体との話し合いを踏まえ、総務省の事務処理マニュアルに沿って設計されています。 具体的には、給料（報酬）水準については、常勤職員に適用される給料月額を基礎として職務の内容や責任等を考慮して定めるとともに、期末手当についても常勤職員の取扱いとの均衡を踏まえて支給されているところです。 本委員会としては、適正な勤務条件の確保を目的とした法の趣旨に沿って運用されているものと認識しております。	本委員会が行った令和3年人事委員会勧告では、会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数については言及していません。				2022/1/11
26	京都府人事委員会 事務局 職員課	会計年度任用職員を含む職員の採用に当たっては、その職務と責任の程度に応じた賃金や勤務条件を明示し男女の区別なく募集を行っており、性別による賃金差は設けておりません。	本年の人事委員会勧告において、相当の期間任用される常勤の職員については、期末手当の支給月数について勧告を行いました。が、会計年度任用職員については勧告していません。				2022/1/19
27	大阪府人事委員会 事務局 給与課長	会計年度任用職員の報酬を含めた現在の大阪府の制度は、総務省の基準等を踏まえ、任命権者である大阪府知事や大阪府教育委員会と職員団体が協議した上で作られた制度です。 会計年度任用職員の処遇については、令和元年の大阪府人事委員会勧告において、「会計年度任用職員制度導入後においても、適切な運用がなされるよう、国や他府県の状況も踏まえつつ、引き続き必要な検討と取組みを進めることを求める」との意見を表明しているところです。 大阪府では、任命権者において、会計年度任用職員の報酬について、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮する制度へ改正が検討されています。 大阪府人事委員会としては、引き続き、任命権者の対応を注視してまいります。	令和3年に大阪府人事委員会が実施した特別給（期末手当）の引下げにかかる勧告において、会計年度任用職員は含まれません。 会計年度任用職員の期末手当の支給割合については、任命権者と職員団体との協議を経て、条例（非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年大阪府条例第38号））において、職員と同じ割合とする旨が規定されております。			2022/1/18	

整理番号	回答者	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項	回答日付
28	兵庫県人事委員会委員長 松田 直人	会計年度任用職員制度の導入にあたっては、任命権者である兵庫県知事と兵庫県教育委員会が職員団体と協議の上、地方公務員法等の改正趣旨や国のガイドラインに沿った制度設計を行ってきました。 報酬については、職務の内容や責任、職務経験等の要素を考慮し、同じ給料表を用いることで類似する職務に従事する正規職員の給料との均衡を図り決定しています。また、新たに支給が可能となった期末手当についても、正規職員と同様に支給しています。 この取扱いには、性別による差は設けておらず、適正な勤務条件を確保することを目的とした会計年度任用職員制度の趣旨に沿ったものであると認識しています。	勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか	待遇不平等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください	期末手当の減額のみ、「平等」に扱わないでください		2022/1/14
29	奈良県人事委員会委員長 松村 二郎	会計年度任用職員の給与制度は、地方公務員法の趣旨や国の通知を踏まえ、制度設計を行っているものであり、給料(報酬)水準については、会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の初任給基準の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して、適正に定められていると認識しております。	本委員会が令和3年10月6日に実施した人事委員会勧告・報告において、会計年度任用職員の給与改定については、「原則として任期の定めのない常勤職員の給与改定の内容に係る取扱いを踏まえて改定し、実情に応じて適切に実施時期を判断する必要がある。」と報告しており、支給月数や実施時期についての具体的な勧告は行っておりません。				2022/1/18
30	和歌山県人事委員会事務局職員課長	会計年度任用職員の給与制度については、地方公務員法の趣旨や国の通知等を踏まえ、正規職員との権衡を考慮して条例により定められています。 条例に基づき、業務の種別に応じ、職務経験等を考慮して報酬が決定されており、性別を問わず、適切に運用されていると認識しています。	令和3年の人事委員会勧告において、期末手当を減額するよう勧告した対象に、会計年度任用職員は含まれていません。				2022/1/17
31	鳥取県人事委員会	地方公務員法第24条第1項に「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。」とする職務給の原則が定められており、本県の会計年度任用職員の給与についても、この原則に従って決定されているものと考えております。	令和3年10月11日に一般の職員の期末手当及び勤勉手当を現行の年間4.00月分から△0.05月分引き下げ、年間3.95月分とするよう勧告いたしました。その対象に会計年度任用職員を含めるかどうかについては言及しておりません。	1(1)の回答と同じ認識です。	本県においては、会計年度任用職員の期末手当の改定は、一般の職員の改定内容を踏まえて任命権者との労使交渉を経て改訂されております。 なお、本委員会が一般の職員の給与改定を勧告する際には、会計年度任用職員には期末手当のみ支給される制度となっていることも踏まえながらその内容を検討しております(令和2年度は勤勉手当を年間△0.05月分引き下げるよう勧告)。	2021/12/16 令和4年12月16日と表記されていたが、誤記と判断	
32	島根県人事委員会事務局長	本県の会計年度任用職員の報酬の額は、職務の複雑性、困難性、特殊性及び責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との均衡を考慮して定められております。 また、期末手当の支給割合については、常勤職員との権衡等を踏まえたものとなっております。 これらはいずれも国(総務省)の技術的助言を踏まえた取扱いとなっております。	本委員会の令和3年の職員の給与に関する勧告の対象に会計年度任用職員は含まれておりません。	1(1)のとおり、本県の会計年度任用職員の給与は、国の技術的助言を踏まえたものとなっております。今後も国の動向を注視してまいります。			2022/1/14
33	岡山県人事委員会事務局長	会計年度任用職員の給与は、地方公務員法に定める職務給の原則に基づき、決定すべきものと考えています。	会計年度任用職員の期末手当については、本年の勧告で直接言及しておりません。常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえて定めるべきものと考えています。				2022/1/14
34	広島県人事委員会事務局長	会計年度任用職員の給与については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、常勤職員との均衡等を考慮して決定すべきものと考えています。	会計年度任用職員の期末手当については、令和3年の人事委員会勧告(給与に関する報告)で、「当分の間、常勤職員の特別給の改定率を考慮して支給月額を定めることが適当である」と言及しています。				2022/1/20
35	山口県人事委員会事務局	会計年度任用職員の給与は、条例により正規の職員との均衡を考慮して定められています。 なお、制度上、男女による給与の違いはありません。	勧告は正規の職員を対象としており、本委員会勧告における減額の対象に会計年度任用職員は含まれていません。 ただし、会計年度任用職員の期末手当は、任命権者による正規の職員の条例改正に伴い、来年度から減額となる予定です。	なお、要望については、制度が国の助言を踏まえたものとなっていることから、今後とも国の動向を注視していきたいと考えています。			2022/1/5
36	徳島県人事委員会事務局長	総務省から各地方公共団体に対し、「会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものである」との通知が发出されております。 本県における会計年度任用職員の給与については、各任命権者において、この通知の趣旨に沿った制度運用がなされているものと理解しております。	会計年度任用職員の給与については、本委員会の勧告では言及しておりません。				2022/1/19

整理番号	回答者	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項	回答日付
37	香川県人事委員会事務局長	<p>会計年度任用職員を含む地方公務員の給与は、地方公務員法第13条に規定する平等取扱いの原則はもちろんのこと、同法第24条第1項及び第2項に規定する、いわゆる職務給の原則及び均衡の原則に基づき決定される必要があります。</p> <p>当委員会としては、本県の会計年度任用職員の給与は、上記法の趣旨に則り、各任命権者において適切に決定されていると認識しています。</p>	<p>勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか</p> <p>昨年の人事委員会勧告において、会計年度任用職員の期末手当の支給月数については言及していません。なお、会計年度任用職員の期末手当は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第5条第1項及び第14条第1項の規定により、「常勤の職員の例に準じて期末手当を支給する。」とされています。</p>	<p>待遇不均等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください</p>	<p>期末手当の減額のみ、「平等」に扱わないでください</p>		2022/1/18
38	愛媛県人事委員会事務局長	<p>本県の会計年度任用職員の給与については、性別にかかわらずその職務内容や勤務形態等を踏まえ常勤職員との権衡等を考慮して定められているところであり、国の通知やマニュアル等を参考に地方公務員法の趣旨に沿った適切な処遇が行われていると認識している。</p>	<p>当委員会においては、会計年度任用職員の期末手当の改定に係る勧告は行っていないが、その他の職員との均衡を踏まえて適切に対応するよう報告の中で言及したところである。なお、これを受けて任命権者において検討し、常勤職員が0.15月分の引下げのところ、会計年度任用職員は0.05月分の引下げ改定が行われた。</p>				2022/1/19
39	高知県人事委員会事務局長	<p>会計年度任用職員の給与を含めた勤務条件については、国の通知や事務処理マニュアル等を参考に制度の趣旨や業務の実態等を踏まえて、各任命権者において決定しています。</p> <p>給与は、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮し、適切に決定されているものと認識しています。</p>	<p>会計年度任用職員については、期末手当は「常勤の職員の例により支給する」等が条例で定められており、今回の勧告では特に言及していません。</p>			<p>(参考) 職員の給与等に関する報告及び勧告 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/230101/hokokukankoku.html</p>	2022/1/19
40	福岡県人事委員会給与公平課長	<p>会計年度任用職員の給与は、任命権者において、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切に決定されているものと考えております。</p>	<p>本県の人事委員会勧告では、会計年度任用職員の給与改定について直接言及しておりませんが、任命権者が常勤職員の取扱いとの権衡等を踏まえ、給与改定を行っております。</p> <p>なお、本県の会計年度任用職員制度に関する本委員会の考え方につきましては、令和3年9月の人事委員会報告において、以下のとおり言及しているところです。</p> <p>〔以下については、「その他記載事項の欄に記載〕</p>			<p>「会計年度任用職員は、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために欠かせない存在である。当該職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、その勤務条件について、国の非常勤職員の取扱いや他の都道府県の動向等にも留意しながら、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していく必要がある。</p> <p>国の非常勤職員において検討が進められている育児休業の取得要件の緩和、不妊治療のための休暇の新設、産前・産後休暇の有給化などの措置について、今後の国における法律改正等の動向を注視しながら検討を進める必要がある。</p> <p>また、特別給については、期末手当のみの支給であることから、その在り方について検討を行う必要がある。」</p>	2022/1/21
41	佐賀県人事委員会事務局	<p>会計年度任用職員の報酬及び給与については、地方公務員法で定められた給与決定の諸原則に基づき、常勤の職員との均衡を考慮して条例で定められています。</p> <p>具体的には、給料については、職務の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、その号給は職務内容、免許資格、経験年数等を考慮して決定され、諸手当については、常勤の職員の例によることとされています。</p>	<p>質問1で回答したとおり会計年度任用職員の報酬及び給与については、常勤の職員との均衡を考慮して決定することとされ、期末手当については、常勤の職員（正規職員）の例によることとされています。</p> <p>人事委員会としては、会計年度任用職員の期末手当について、そのように取り扱うことは適当と考えており、会計年度任用職員の期末手当について、常勤の職員と異なる取扱いをする必要がないと判断しました。</p>				2022/1/19
42	長崎県人事委員会事務局職員課	<p>会計年度任用職員の報酬水準については、地方公務員法及び制度導入に際して総務省から発出された事務処理マニュアルで、従事する職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものとされており、これらの趣旨に沿った運用がなされているものと考えております。</p>	<p>昨年の人事委員会勧告における期末手当の引下げに関しては、会計年度任用職員について特段の言及はしておりませんが、会計年度任用職員の期末手当は条例により常勤職員の規定を準用することとされており、常勤職員と同様に改定することが適当であると考えております。</p>				2022/1/19

整理番号	回答者	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項	回答日付
43	熊本市人事委員会 事務局 公務員課	女性差別ともいえる賃金格差について、人事委員会の見解	勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか	待遇不平等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください			2022/1/21
44	大分県人事委員会 事務局長	「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）」の施行にあたり、総務省は「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」において改正法の運用上の注意事項その他の円滑な施行のために必要と考えられる事項を定め、各地方自治体に対して必要な対応を図るよう通知しています。 総務省のマニュアルでは、各地方公共団体の条例等において会計年度任用職員の報酬等の制度や水準を定める際には、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、会計年度任用職員が従事する職務の内容や責任の程度等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に決定することが必要とされています。 本県における会計年度任用職員制度については、改正法及び総務省のマニュアルの趣旨を踏まえ制定された「会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年大分県条例第4号）」に沿って、各任命権者において運用されています。	令和3年の人事委員会勧告においては、会計年度任用職員に係る期末手当について言及していません。				2022/1/17
45	宮崎県人事委員会 委員長 佐藤 健司	本県における会計年度任用職員の給与につきましては、任命権者におきまして、職務の内容、責任、職務遂行上必要となる知識及び技術等を考慮して決定しているところであり、会計年度任用職員に関わらず、性別により職員の給与に格差が生じる取扱いが行っていないところであります。 本委員会としましては、会計年度任用職員の給与が、社会一般の情勢に適應した適正な給与が確保されるよう、注視してまいりたいと考えております。	令和3年の本委員会の勧告において、会計年度任用職員の給与については言及しておりません。会計年度任用職員につきましては、職員に準じて、任命権者で取扱いを判断しております。				2022/1/19
46	鹿児島県人事委員会 事務局 職員課	本県の会計年度任用職員の報酬等については、国の通知に沿って、職務内容や職責等を勘案し、常勤職員の給与との権衡を図ることを基本として制度設計されたものであると認識しております。	会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員の取扱いに準じて改定することが基本であると考えております。				2022/1/19
47	沖縄県人事委員会 事務局 職員課	沖縄県においては、会計年度任用職員の報酬水準は、類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して決定しております。 また、職員の募集及び採用に当たっては、年齢や性別にかかわらず均等な機会を与えており、採用および賃金水準について、性別に基づく差は生じないものと考えております。	令和3年度の人事委員会勧告では、常勤職員について言及しております。 会計年度任用職員の期末手当は、常勤の職員との権衡を踏まえて定めることとする制度の種に鑑み、今回、減額の改定がされたことから、会計年度任用職員も同様に改定を行うものと考えております。				2022/1/18
48	札幌市人事委員会 事務局次長 金谷 泰亨	札幌市の会計年度任用職員の給与については、札幌市会計年度任用職員の給与等に関する条例によって定められております。 その内容については、総務省から発出された通知に基づき、一般職員との権衡を基本としつつ、当該会計年度任用職員の職務の特殊性等も考慮されたものであり、適当であると考えております。	また、札幌市の会計年度任用職員の給与については、勧告により民間給与との権衡が図られている一般職員の給与を基礎として決定されていることから、今回の本委員会勧告において言及している職員に会計年度任用職員は含んでおりません。				2021/12/16
49	仙台市人事委員会 事務局長 岡崎 宇紹	会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法の趣旨に則り、当該会計年度任用職員が従事する職務の内容や責任の程度等を考慮して定めるものと認識しています。	本委員会勧告は、常勤の職員を対象としたものであり、会計年度任用職員の給与及びその改定については、常勤の職員の給与を考慮して、任命権者において適切に検討・設定がなされるものと認識しております。				2022/1/21
50	さいたま市 人事委員会 委員長 白鳥 敏男	会計年度任用職員の給与は、地方公務員法の規定による職務給の原則（給与は、職務・職責に応じたものでなければならないという原則）と、「同一労働同一賃金」の実現という社会的要請を踏まえ、これらの両面から常勤職員との権衡を考慮して決定されるべきものとされているところです。さいたま市におきましても、こうした基本原則に則り、会計年度任用職員の給与制度が設計されているものと考えております。	本年、さいたま市人事委員会は、年間0.15月分の期末手当の引下げを勧告しました。この勧告の対象に会計年度任用職員は直接的には含まれておりませんが、条例上、会計年度任用職員には「さいたま市職員の給与に関する条例の適用を受ける常勤職員に支給される期末手当との権衡を考慮して」期末手当を支給することとされています。			2022/1/14	
51	千葉市人事委員会 委員長 酒井 正利	会計年度任用職員の給与については、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、従事する業務の内容や責任等に応じて定められており、任命権者において適切な運用がなされているものと考えております。	また、令和3年の人事委員会勧告において、会計年度任用職員を対象とした勧告は行っておりませんが、会計年度任用職員の給与の改定については、常勤職員との権衡等を考慮して、任命権者において適切に対応がなされているものと考えております。			本委員会といたしましては、地方公務員法の趣旨に則り、引き続き、中立かつ公正な第三者機関としての職責を果たして参りますので、ご理解ご協力をお願いいたします。	2022/1/19

整理番号	回答者	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項	回答日付
		女性差別ともいえる賃金格差について、人事委員会の見解	勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか	待遇不均等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください	期末手当の減額のみ、「平等」に扱わないでください		
52	特別区人事委員会 事務局 給与課	会計年度任用職員の給料・報酬の水準については、任命権者において各会計年度任用職員と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任の程度、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきものと認識しております。	本委員会は会計年度任用職員制度が導入されて以来、会計年度任用職員の給与について勧告しておりません。				2022/1/14
53	横浜市人事委員会 委員長 水地 啓子	任命権者において、報酬、期末手当等の給与に限らず、その他の勤務条件の確保等も含め、常勤職員の取扱いととの権衡等を踏まえて適切に対応を行い、会計年度任用職員制度の適正な運用を行うことが重要であると考えております。	会計年度任用職員については特段の言及はしておりません。なお、本市では、会計年度任用職員の期末手当について、「横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」において、「横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例」に定める割合に基づくこととされております。	なお、要望事項の内容については、今後の委員会において議論の参考にさせていただきます。			2022/1/21
54	川崎市人事委員会 委員長 魚津 利興	会計年度任用職員の給与等については、任命権者において、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、常勤の職員との権衡等を考慮して適切な水準を確保しているものと考えております。	会計年度任用職員は、令和3年人事委員会勧告の対象に含まれておりません。なお、会計年度任用職員の期末手当については、条例により常勤職員の規定を準用することとされており、任命権者において勧告を踏まえた適切な対応がなされているものと認識しています。				2022/1/20
55	相模原市人事委員会 委員長 谷口 隆良	会計年度任用職員の給与等については、任命権者において、類似する業務を行う常勤職員の給与月額を基礎として、職務の内容や責任等を考慮して適切な報酬水準を確保しているものと考えております。	会計年度任用職員は、令和3年人事委員会勧告の対象としておりません。なお、会計年度任用職員の期末手当については、本制度を導入する際の改正法の趣旨、常勤職員との均衡を踏まえ、任命権者において適切な対応がなされていると認識しております。				2022/1/13
56	新潟市人事委員会 委員長 兒玉 武雄	会計年度任用職員は、地方公務員法上、一般職に位置付けられることから、任用や勤務条件の決定等については、常勤職員と同様に地方公務員法の各規定が適用されます。具体的には、性別、その他いかなる理由をもってする差別的な取り扱いを禁ずる平等取扱いの原則(13条)のほか、職務内容の難易、複雑さの程度、責任の軽重に応じて給与を定める職務給の原則(第24条第1項)等の規定が該当します。本委員会では、任命権者に対し、上記の原則を踏まえた適正かつ適切な給与決定を行うよう求めております。	今年度の本委員会の勧告においては、会計年度任用職員に対する期末手当の引下げについて、勧告はしてないものの、報告において「制度の趣旨に沿った適正な任用及び勤務条件等が確保されるよう引き続き努められたい」と述べ、任命権者に適切な給与改定を行うよう求めたところです。				2022/1/13
57	静岡市人事委員会 事務局長	本市の会計年度任用職員の給料及び報酬は、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第3条において、「その職務の内容、責任の軽重その他勤務に関する条件に基づいたものであって、かつ、常勤職員並びに会計年度任用職員相互の間の権衡を考慮したものでなければならない。」とされています。また、本市の規定により性別による賃金格差が生じるとは考えていません。	本市では、本年の「職員の給与等に関する報告及び勧告」における勧告で、会計年度任用職員については言及していません。なお、報告において「会計年度任用職員制度の運用」として以下のとおり言及しています。 〔以下については、「その他記載事項の欄に記載」〕				2022/1/18
58	浜松市人事委員会 委員長 村越 啓悦	本委員会としては、本市会計年度任用職員の報酬等については、質問事項に記載されているような性別による差別はなく、地方公務員法に規定されている給与決定の原則を踏まえ、適正な措置が講じられているものと考えます。	本委員会が、令和3年9月29日、議会及び市長に対して行った本市職員の給与に関する勧告の対象には、会計年度任用職員は含まれていません。なお、本委員会が、同日、議会及び市長に対して行った本市職員の給与等に関する報告で、会計年度任用職員制度について、以下の通り言及しています。 〔以下については、「その他記載事項の欄に記載」〕			「令和3年度報告「7 むすび」(3)人事・給与制度及びその他の勤務条件(抜粋)」 オ 会計年度任用職員制度の運用 令和2年4月の会計年度任用職員制度導入以後、本市においては、行政ニーズの変化や多様化に対応するため、様々な形態の会計年度任用職員が任用されており、多方面で公務を円滑に推進する役割を果たしている。 任命権者においては、制度の趣旨に沿った運用を継続していくため、今後も常勤職員との均衡を考慮するとともに、国や他都市の動向を注視しながら、引き続き適正な勤務条件となるよう努める必要がある。	2022/1/17

整理番号	回答者	質問事項1の(1)	質問事項1の(2)	要望事項2の(1)	要望事項2の(2)	その他記載事項	回答日付
		女性差別ともいえる賃金格差について、人事委員会の見解	勧告における減額対象に、会計年度任用職員は含まれているか	待遇不均等を是正し、給与等の均等待遇を検討してください	期末手当の減額のみ、「平等」に扱わないでください		
59	名古屋市人事委員会 事務局長 福田 豊	女性に限らず全ての会計年度任用職員の給与につきましては、任命権者において、本市人事委員会勧告を通じて民間給与との均衡が図られている常勤の正規職員の給与を基礎として、職務に応じた給与等の処遇を設定しております。 したがって、本委員会といたしましては、任命権者において適切に運用されているものと考えております。	なお、会計年度任用職員の給与等の処遇につきましては、前述のとおり任命権者において定めております。令和3年の職員の給与に関する報告及び勧告において言及はしていません。				2022/1/21
60	京都市人事委員会 事務局長	本市には市政の重要な担い手として、会計年度任用職員を含め、任用・勤務形態の異なる多くの職員が存在しており、これらすべての職員がいきいきと意欲をもって働き、存分に力を発揮することができる勤務環境や勤務条件の確保に努める必要があると考えております。	令和3年9月13日に行った期末手当に関する勧告の対象に会計年度任用職員は含んでおりません。				2022/1/19
61	大阪府行政委員会 事務局長 松浦 功	本市において、地方公務員法等の改正に伴い、国や他の自治体の検討状況も踏まえ、臨時・非常勤職員の任用制度等の規定整備がなされ、会計年度任用職員の人事・給与制度の運用が令和2年4月より開始されたことから、本委員会としても、今後、任命権者において、会計年度任用職員の任用、給与及び勤務条件制度等の運用が適切になされているか注視してまいりたいと考えています。	会計年度任用職員の期末手当については、本年の勧告において個別に言及していません。なお、本市では、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定によって「常勤職員の例により支給する」とこととなっています。	本市職員の給与制度等については、職務給の原則や均衡の原則等の地方公務員法に定められた給与決定の諸原則の他、本市職員の職務や勤務態様等も考慮しながら決定しています。今後とも、地方公務員法等に定められた給与決定の諸原則を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えています。			2022/1/18
62	堺市人事委員会 事務局長	本市会計年度任用職員の勤務条件等は総務省の基準を踏まえ、労使の協議に基づき定められたものです。人事委員会といたしましても、任命権者による運用状況を引き続き注視してまいります。	なお、本年の人事委員会勧告における減額の対象に会計年度任用職員は含まれておりません。	ご意見として承ります。			2022/1/19
63	神戸市人事委員会 事務局長 山田 恒子	会計年度任用職員の給与水準については常勤職員との権衡を考慮して職務・職責に応じて決定するものとされており、この趣旨に沿った制度設計がされているものと考えております。	令和3年度の本市人事委員会報告及び勧告において、期末手当について引き下げ勧告を行っておりますが、会計年度任用職員については言及していません。				2022/1/20
64	和歌山市人事委員会 事務局長 東山 雅彦	当人事委員会における会計年度任用職員の採用は、男女の区別なく、公募により公正な採用試験を実施しています。 また、給料については、会計年度任用職員の給料は正規職員の給料月額を基礎とし、当該会計年度任用職員の職種・職務内容・職責に応じたものとなっています。	令和3年度の勧告における減額の対象に会計年度任用職員は含まれていません。				2022/1/11
65	岡山市人事委員会 委員長 藤岡 温	会計年度任用職員の給与については、地方公務員法の趣旨等を踏まえ、それぞれの職務の内容と責任等を考慮して定めるべきものと考えています。	当委員会が行った本年度の給与勧告においては、会計年度任用職員の期末手当について直接言及はしていません。会計年度任用職員の期末手当については、岡山市職員の給与に関する条例において、常時勤務を要する職を占める職員の期末手当との均衡を考慮し市長が定めるとされており、適切に定められているものと認識しております。				2022/1/18
66	広島市人事委員会 委員長 飯田 恭示	総務省の見解では、会計年度任用職員の給与水準は「当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給与月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるもの」とされており、本市においても、当該趣旨を踏まえて定められているものと考えます。	人事委員会勧告は地方公務員法に規定する一般職を対象とするものであり、令和3年の本市人事委員会勧告においても、会計年度任用職員は含まれます。				2022/1/19
67	北九州市 行政委員会事務局 調査課	会計年度任用職員の給与は、地方公務員法の趣旨に則り、従事する職務内容及び職務経験並びに常勤職員の給与との権衡を考慮して定めるものとされています。 会計年度任用職員制度に関しては、任命権者において、国の「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」に基づき、適切に対応しているものと考えています。	本委員会は、令和3年の人事委員会報告において、本市における民間の特別給の支給状況を調査した結果、本市職員の前年の年間賞与支給月数が民間事業所を0.14月分上回っていた旨を報告し、期末・勤奨手当については、人事院勧告における措置の内容を勘案して、国に準じて措置することが適当である旨を言及しています。 本市の正規職員及び会計年度任用職員に支給された令和3年12月の期末手当の支給月数は、本委員会の勧告を踏まえ、任命権者において適切に定められたものと考えています。				2022/1/21
68	福岡市人事委員会 委員長 小山 邦和	本委員会としては、お尋ねの件については、回答いたしかねます。	令和3年9月3日の本委員会の勧告における令和3年4月の公民格差等に基づく給与改定について、会計年度任用職員は対象外となっております。				2022/1/19
69	熊本市人事委員会 事務局長 池田 由加利	会計年度任用職員の給料又は報酬等の制度や水準については、従事する職務の内容や責任の程度等に留意しつつ、常勤の職員との権衡をはじめ本市の実情等を踏まえて決定されるものと考えています。	今年度の給与勧告では、会計年度任用職員の期末手当の取扱いについて報告及び勧告を行っていませんが、今後、任命権者(市長等)において、上記回答1に記載の会計年度任用職員制度の趣旨を踏まえ、適切に判断されるものと考えています。				2022/1/18